

サービス統計・企業統計部会の審議状況について (小売物価統計調査) (報告)

1 部会の開催状況等

小売物価統計調査（以下「本調査」という。）の変更等に係る部会審議は計4回を予定。既に3回開催（7月2日及び16日並びに8月13日。なお、7月2日及び16日の審議内容は7月23日の統計委員会で報告済み）。今後、9月3日に第4回を開催し、9月17日に開催予定の統計委員において答申（案）を報告する予定（スケジュール全体については、資料1を参照）。

2 第3回部会（8月13日）における主な審議等

【審議事項】

- (1) 動向編・構造編における品目の選定基準
- (2) 統計委員会における委員提案事項
 - ① 消費税抜きの指数の作成及び公表
 - ② 家賃の経年劣化を踏まえた品質調整
- (3) 前回答申における「今後の課題」への対応状況
 - ① 調査地域及び調査品目の見直し
 - ② 「動向編」と「構造編」の連携
 - ③ 特売価格、通信販売価格及び割引・特典サービスの実施状況の把握
 - ④ 現行の小売物価統計調査における調査品目の選定基準
 - ⑤ 小売物価統計調査と消費者物価指数との関係

【審議の概要】

(1) 動向編及び構造編における品目の選定基準

前回の部会で示された意見を踏まえ、調査実施者から選定基準の修正案（資料2①及び②）及びこれに基づく調査品目の整理結果（資料3①及び②）が説明された。

【委員及び専門委員の主な意見】

- ・ 動向編の品目の選定基準には「出回り」との文言があり、構造編の品目の選定基準には「買い回り」との文言がある。文言の分かりやすさと正確性を期すのであれば、「品目の出回り」及び「消費者の買い回り」とすることが適切なのではないか。
← 適切な表現を検討したい。
- ・ 動向編の品目の選定基準において「同一とみなせる値動きの品目がある場合」との文言があるが、値動きが同一というだけでなく、商品としての類似性も条件として明示すべきではないか。
← 適切な表現を検討したい。



【部会長の整理】

選定基準については、おおむね 適当と整理 する。なお、指摘された箇所について記載内容を検討し、次回部会において提出していただきたい。

(2) 統計委員会における委員提案事項

前回の部会で示された意見を踏まえ、調査実施者から追加説明（資料4及び5）がなされるとともに、前回の部会における要望を受け、日本銀行から事務所賃貸に関する品質調整の手法（資料6）について説明があった。

【委員及び専門委員の主な意見】

① 消費税抜き指数の作成及び公表について

- ・ 税率分を機械的に調整するとのことだが、これは、消費税を全て除いた0%ベースの指標を予定しているのか、それとも、消費税率の変動分の影響を見るという意味で、0%以外の率の指標を予定しているのか
 - ← 税抜きという意味を「税率上昇の影響を除いた指数」という意味で考えれば、10%に上昇した後に、8%ベースのものを引き続き作成するという選択肢もある。何%をベースに指標を作るかについては、ニーズを踏まえて判断していきたい。
- ・ 消費税については、小規模事業者の把握など困難を伴うものと理解するが、どのくらいの違いが生じるものなのか示すことはできないのか。
- ・ 消費税抜き指数の公表に先だって、当該公表に関する事前情報は、いつ頃提供されるのか。
 - ← 今後検討していくが、現時点は、まだ整理できていない。

② 家賃の経年劣化を踏まえた品質調整

- ・ 品質調整のやり方は様々あると思うが、最終的にはどのような手法を用いることを想定しているのか。
 - ← 日本銀行やアメリカなど、先行事例があることから、これらを参考にしつつ、学識経験者等と相談しながら決めていきたい。
- ・ 調査対象地区内の全ての民営借家を調べていることにより、建物の築年数構成が変わっていく中でも、品質調整をしなくていいと考える理由を示してほしい。
- ・ 消費税抜き指数よりも家賃の品質調整について、優先して取り組むべきではないか。
- ・ 地域を限定してデータ収集するなど実務上の負担を減らすことで、対応を早期化できるのではないか。



【部会長の整理】

- ① 消費税抜き指数の作成及び公表については、調査実施者の示した方法及びスケジュールで 予定どおりの対応ができるよう検討を進めて頂くことを希望すると整理することとした。
- ② 家賃の経年劣化を踏まえた品質調整については、次回の基準改定や消費税抜きの指数の作成及び公表など制約の多い中で、具体的なスケジュールが示されるなど、調査実施者の積極的な姿勢は是としつつ、委員等からの指摘を踏まえ、次回部会で追加の説明を行うこととした。

(3) 前回答申における「今後の課題」への対応状況

事務局から、「今後の課題」として示された各事項に関する調査実施者の対応状況について審査メモの説明がなされるとともに、調査実施者から各事項の論点についての回答が示された。

【委員及び専門委員の主な意見】

① 調査地域及び調査品目の見直し

- ・ 構造編における調査品目のローテーション化については対応しないのか。
← ローテーション調査の導入は、その都度、調査品目をすべて入れ替えることを伴うことになるところ、構造編のデータは、まだ2年分しか蓄積されておらず、現時点において対応しないことが適当と考える。

② 「動向編」と「構造編」の連携

- ・ 本調査の調査対象店舗は「価格報告者台帳」で管理しているとのことであるが、これはどのようなものか。また、店舗の入替えは、どの程度発生しているのか。
← 次回回答する。

③ 特売価格、通信販売価格及び割引・特典サービスの実施状況の把握

- ・ 通信販売価格についてインターネット上での価格収集については、日本は対応が遅れているので、検討を加速させるべきである。
← 更なる前倒しが可能か否か検討したい。

④ 現行の小売物価統計調査における調査品目の選定基準

(前記(1)において一括して審議)

⑤ 小売物価統計調査と消費者物価指数との関係

- ・ 小売物価統計調査と消費者物価指数との関係に類似したものとして経済産業省生産動態統計調査と鉱工業生産指数との関係が挙げられる。鉱工業生産指数は単独で基幹統計とされており、一方で消費者物価指数を単独で基幹統計としないのは、バランスを欠くのではないか。
← 鉱工業指数は、経済産業省生産動態統計調査のデータ以外にも薬事工業生産動態統計調査や木材統計調査など複数の統計調査のデータを指数作成上の原データとして用いている。一方、消費者物価指数は家計調査などのデータも用いているが、ウェイトの算定等に用いているにとどまり、指数作成上の原データとしては専ら小売物価統計調査に依存している。そのため、統計調査と指数の一体性が異なっている。



【部会長の整理】

いずれの「今後の課題」についても、調査実施者の対応は適当と整理する。
ただし、通信販売価格の調査開始まで約2年半を要することについては、スピード感のある対応を求めることとしたい。
また、部会で示された質問事項については、次回部会において回答を提出していただきたい。

小売物価統計調査の変更等に係る部会審議経過及び今後の予定

審議事項等	7月2日 (第1回)	7月16日 (第2回)	8月13日 (第3回)	9月3日 (第4回)
諮問の概要及び審査メモに関する説明	●			
前回部会審議に係る宿題		●	●	●
1 小売物価統計調査の変更 (1) 動向編の調査品目の見直し	●			
(2) 調査計画における調査品目の名称整理	●	●	●	
(3) 構造編の調査品目の表記方法の変更	●	●	●	
(4) 調査員調査品目の範囲の見直し		●		
(5) 集計事項(中間年バスケット指数)の見直し		●		
2 統計委員会答申における「今後の課題」への対応状況について			●	
統計委員会における委員提案事項		●	●	
答申(案)				●

小売物価統計調査（動向編）の品目の選定基準（案）

1 上位品目の選定基準

家計消費を網羅するため、家計調査の設定品目に準じて「上位品目」を設定する。各「上位品目」について、少なくとも1つの財又はサービスを、当該「上位品目」内に含まれる財又はサービスの中における代表性を判断し、「調査品目」として選定する。^(注)

- (注) 1 「上位品目」とは、「家計調査の設定品目に準じて設定される、財又はサービスの群」を指し、「調査品目」とは、「各上位品目に含まれる財又はサービスのうち、実際に調査対象となるもの」を指す。
- 2 「上位品目」の中の全ての財・サービスが、以下の「調査品目の選定基準」に該当しなくなり、「上位品目」として「調査品目」が選定できなくなった場合には、他の「上位品目」と統合又は廃止することとする。

2 調査品目の選定基準

「調査品目」の選定については、以下の i ~ iii に掲げる基準により判断することとし、原則として、全ての基準に該当する品目を「調査品目」とする。

ただし、いずれかの基準を満たさない品目であっても、当該品目を調査しないことにより中分類の代表性を損なうと判断される品目については「調査品目」とする。

- i) 家計消費支出上、重要度が高い品目
- ii) 中分類指数^(注)の精度の向上及び代表性の確保に資する品目
- iii) 円滑な価格収集が可能で、かつ、価格変化を的確に把握できる品目

(注) 消費者物価指数の中分類指数を指す。

i) の説明

「重要度が高い」とは、直近の家計調査の家計簿の記載内容を分析して特別集計を行った結果、家計消費支出に占める割合が、原則として1万分の1以上である場合をいう。

ただし、直近1年において、経済的又は社会的な特殊要因により、当該品目の消費量が著しく変化（増加又は減少）している場合などは、1万分の1以上又は未満であっても、当該特殊要因や社会情勢等を考慮した上で、iの基準への該当性を判断する。

ii) の説明

家計消費支出上、重要度が高い品目を追加する場合は、情報量がより充実するため、基本的に中分類指数の精度向上及び代表性の確保に資すると考えられることから、原則、iiの基準に該当するものとする。

一方で、中分類のうち、以下の①から③に該当するものについては、ii)に該当しないものとして品目を把握しないこととする。

- ① 当該中分類において、より代表性の高い品目が他に存在し、それとの入替えを行う場合
- ② 当該中分類において、同一とみなせる値動きの品目がある場合
- ③ 当該品目を廃止後も、当該中分類指数の動きの傾向が変わらない場合

iii) の説明

「円滑な価格取集が可能」とは、当該品目を取り扱っている店舗が全国的に存在しており、調査員が当該品目の価格を安定的に調査することが可能な状態をいう。

「価格変化を的確に把握できる」とは、前段の状態に加え、当該品目について、全国的に同品質のものの価格変化を把握できることをいう。

iiiの基準の該当性については、小売物価統計調査の結果又は次の①及び②の方法で確認する。

① 総務省統計局における確認

総務省統計局が、業界統計等の情報収集や関係団体へのヒアリング等を実施することにより、当該品目が全国的に普及しており、実査において調査可能かどうかを判断する。

② 調査員等による出回り調査での確認

上記①の方法で基準の該当性を判断できなかった場合は、調査員等が当該品目の調査可能性について実地に確認（出回りを調査）し、その結果を踏まえて、総務省統計局が判断する。

小売物価統計調査(構造編)の品目の選定基準(案)

構造編は、動向編を補完することにより、地域別、店舗形態別及び銘柄別の物価構造を把握することを目的としているため、動向編の調査品目のうち、調査ごとに、次に掲げる基準の全てを満たすものを、構造編の調査品目とする。

区分	地域別価格差調査	店舗形態別価格調査	銘柄別価格調査
共通基準	i) 動向編において通年調査をしている品目		
	ii) 天候等によって大きく価格変動が生じない品目		
	iii) 消費生活上の重要度が比較的高い品目		
	iv) 継続的に円滑な価格取集が可能な品目		
個別基準	v) 買い回りの範囲が狭い品目	vii) 店舗形態間の価格差があると判断される品目	viii) 同一品目の中に調査銘柄と同等の売れ筋の銘柄が存在し、今後、動向編の調査品目における調査銘柄に変更が生じる可能性があると考えられる品目
	vi) 直近の消費者物価地域差指数において、地域間の価格差があると判断される品目		

(i) の説明

経常的に比較するために、通年で価格把握が可能である必要があり、特定の季節しか出回らない商品は除く。

(ii) の説明

経常的に比較するために、天候等により、特定の地域や調査年の価格が大きく変動する品目（生鮮食品（生鮮魚介、生鮮野菜、生鮮果物））は除く。

(iii) の説明

調査の効率上、直近の消費者物価地域差指数におけるウェイト（万分比）5以上を目安として品目を選定する。

(iv) の説明

当該品目を取り扱っている店舗が調査対象地域に存在し、調査員が当該品目の価格を安定的に調査することが可能である品目を選定する。

(v) の説明

地域間価格差の把握を目的とすることから、調査地域で販売されていない品目など、消費者が居住している地域外で購入する機会が多いと考えられる品目除き、消費者が、専ら居住している地域で購入していると考えられる品目（買い回りの範囲が狭い品目）を選定する。

(※)「買い回り」の範囲は、事務要領に定められている動向編において設定している以下の調査品目区分及び調査区分から判断する。「買い回りの範囲が狭い品目」とは、調査品目区分が以下のA又はBに該当し、かつ、調査区分が無印又は①に該当する品目とする。

(調査品目区分)

動向編における「調査品目」は、消費者の購入行動、店舗間の価格差等を考慮して、品目ごとの価格設定の性格について、以下の6とおりに区分している。

A：主として消費者が居住地区近辺で購入する品目で、地区間で価格差がみられる品目

B：主として消費者が各市町村の代表的な商業集積地、大型店舗等で購入する品目で、店舗間で価格差

がみられる品目

- C：地区間又は店舗間での価格差が比較的小さい品目
- D：都道府県又は市町村内で価格・料金が均一か又はこれに近い品目
- E：全国又は地方的に価格・料金が均一又はこれに近い品目
- S：調査区域を設けなくて市町村内全域から調査する品目

(調査区分)

動向編では、「調査品目」の一部において、調査市町村に出回りが無いものや継続的に価格が得られないものがある。そのため、調査市町村の人口規模等に応じた品目の出回り状況を考慮して、品目ごとの調査範囲について、以下の6とおりに区分している。

無印：全調査市町村（東京都区部を含む。）において調査する品目・銘柄

- ①：人口5万以上の調査市において調査する品目・銘柄
- ②：人口15万以上の調査市において調査する品目・銘柄
- ③：都道府県庁所在市において調査する品目・銘柄
- ④：都道府県全域において調査する品目・銘柄
- ⑤：全国全域において調査する品目・銘柄

(vi) の説明

動向編の結果及び地域別価格差調査の結果により、都道府県別及び市町村別の変動係数等から地域間の価格差を確認し、価格差が大きい順に品目を選定する。

(vii) の説明

動向編の結果等で店舗形態別の価格差を確認し、価格差が大きい順に品目を選定する。

(viii) の説明

動向編の調査銘柄選定に資するため、今後、動向編の調査銘柄の候補となり得る準売れ筋の銘柄や、まとめ売りといった販売単位が異なる銘柄が存在している品目を選定する。

動向編の調査品目

資料3①

品目		調査品目	調査区分
上位品目		調査品目	
1	米	うるち米	調査員調査品目
		もち米	
		同左	
		あんパン	
	食パン	カレーパン	
	その他のパン		
	生うどん・そば	ゆでうどん	
	乾うどん・そば	干しうどん	
	スパゲッタイ	同左	
	中華麺	同左	
	即席麺・カップ麺	カップ麺	
	ゆで沖繩そば	同左	
	小麦粉	同左	
	もち	同左	
	さけ	同左	
	たこ	同左	
	えび	同左	
	あさり・しじみ	あさり	
	ほたて貝	同左	
	塩さけ	同左	
	たらこ	同左	
	しらす干し	同左	
	干しあじ	同左	
	その他の塩干魚介	煮干し	
		ししやも	
		いくら	
	揚げかまぼこ	同左	
	ちくわ	同左	
	かまぼこ	同左	
	かつお節・削り節	かつお節	
	魚介漬物	同左	
	魚介つくだ煮	同左	
	魚介缶詰	同左	
	その他の魚介加工品	塩辛	
	牛肉	同左	
	豚肉	同左	
	鶏肉	同左	
	ハム	同左	
	ソーセージ	同左	
	ベーコン	同左	
	ポーク缶詰	同左	
牛乳	同左		
粉ミルク	同左		
ヨーグルト	同左		

品目		調査品目	調査区分
上位品目		調査品目	
	バター	同左	
	チーズ	同左	
	卵	鶏卵	
	もやし	同左	
	さつまいも	同左	
	じゃがいも	同左	
	さといも	同左	
	にんじん	同左	
	ごぼう	同左	
	その他の根菜	ながいも	
		しょうが	
	生しいたけ	同左	
	しめじ	同左	
	えのきたけ	同左	
	干しいたけ	同左	
	干しのり	同左	
	わかめ	同左	
	こんぶ	同左	
	その他の乾物・海藻	ひじき	
	豆腐	同左	
	油揚げ・がんもどき	油揚げ	
	納豆	同左	
	こんにやく	同左	
	梅干し	同左	
	だいこん漬	同左	
	はくさい漬	同左	
	その他の野菜の漬物	キムチ	
	こんぶつくだ煮	同左	
	その他の野菜・海藻加工品	野菜缶詰	
	グレープフルーツ	同左	
	オレンジ	同左	
	キウイフルーツ	同左	
	果物加工品	果物缶詰	
	食用油	同左	
	マーガリン	同左	
	食塩	同左	
	しょう油	同左	
	みそ	同左	
	砂糖	同左	
	酢	同左	
	ソース	同左	
	ケチャップ	同左	
	マヨネーズ・マヨネーズ風調味料	マヨネーズ	
	ドレッシング	同左	
	ジャム	同左	
	カレールー	同左	

品 目		調査区分
上位品目	調査品目	
乾燥スープ	同左	
風味調味料	同左	
ふりかけ	同左	
つゆ・たれ	同左	
その他の調味料	合わせ調味料	
	パスタソース	
ようかん	同左	
まんじゅう	同左	
その他の和生菓子	だいふく餅	
カステラ	同左	
ケーキ	同左	
ゼリー	同左	
プリン	同左	
その他の洋生菓子	シュークリーム	
	ロールケーキ	
せんべい	同左	
ビスケット	同左	
スナック菓子	ポテトチップス	
キャンデー	同左	
チョコレート・チョコレート菓子	チョコレート	
アイスクリーム類・氷菓	アイスクリーム	
その他の菓子	落花生	
	チュウインガム	
弁当	同左	
すし(弁当)	同左	
おにぎり	同左	
調理パン	同左	
その他の主食的調理食品	冷凍調理ピラフ	
	調理パスタ	
	調理ピザパイ	
うなぎかば焼き	同左	
サラダ	同左	
コロケ	同左	
豚カツ	同左	
天ぷら・フライ	からあげ	
ぎょうざ・しゅうまい	ぎょうざ	
やきとり	同左	
冷凍調理食品	冷凍調理コロケ	
	冷凍調理ハンバーグ	
その他の調理食品	煮豆	
	きんぴら	
	焼豚	
	焼き魚	
	調理カレー	
	混ぜごはんのもと	
緑茶	同左	

品 目		調査区分
上位品目	調査品目	
紅茶	同左	
茶飲料	同左	
コーヒー	インスタントコーヒー	
	コーヒー豆	
コーヒー飲料・ココア・ココア飲料 (セルフ式を除く。)	コーヒー飲料	
果実・野菜飲料	果実飲料	
	野菜ジュース	
炭酸飲料	同左	
ミネラルウォーター	同左	
スポーツドリンク	同左	
その他の飲料	豆乳	
清酒	同左	
焼酎	同左	
ウイスキー	同左	
ワイン	同左	
発泡酒・ビール風アルコール飲料	発泡酒	
	ビール風アルコール飲料	
チュウハイ・カクテル	チュウハイ	
日本そば・うどん(外食)	うどん(外食)	
	日本そば(外食)	
中華そば(外食)	同左	
沖縄そば(外食)	同左	
その他の麺類(外食)	スパゲッティ(外食)	
すし(外食)	同左	
和食(外食)	天丼(外食)	
	カレーライス(外食)	
	牛丼(外食)	
	豚カツ定食(外食)	
	しょうが焼き定食(外食)	
中華食(外食)	ぎょうざ(外食)	
洋食(外食)	ハンバーグ(外食)	
焼肉(外食)	同左	
ハンバーガー(外食)	同左	
その他の主食的的外食(ドーナツを除く。)	ピザパイ(配達)	
	サンドイッチ(外食)	
喫茶代	コーヒー(外食)	
飲酒飲食代	ビール(外食)	
	やきとり(外食)	
設備器具	システムバス	
	温水洗浄便座	
	給湯機	
	システムキッチン	
	カーポート	
修繕材料	同左	

品 目		調査区分
上位品目	調査品目	
置替え代	同左	
給排水関係工事費	水道工事費	
外壁・塀等工事費	塀工事費	
	外壁塗装費	
植木・庭手入れ代	植木職手間代	
その他の工事費	ふすま張替費	
	大工手間代	
	駐車場工事費	
	壁紙張替費	
プロパンガス	同左	
灯油	同左	
電子レンジ	同左	
炊事用電気器具	電気炊飯器	
炊事用ガス器具	ガステーブル	
電気冷蔵庫	同左	
電気掃除機	同左	
電気洗濯機	同左	
エアコンディショナ	ルームエアコン	
ストーブ・温風ヒーター	温風ヒーター	
その他の冷暖房用器具	空気清浄機	
たんす	整理だんす	
食器セット	同左	
食器戸棚	同左	
照明器具	同左	
敷物	カーペット	
カーテン	同左	
その他の室内装備品	室内時計	
ベッド	同左	
布団	同左	
毛布	同左	
敷布	同左	
その他の寝具類	布団カバー	
茶わん・皿・鉢	茶わん	
	皿	
その他の食卓用品	台所用密閉容器	
	水筒	
鍋・やかん	鍋	
	フライパン	
その他の台所用品	スポンジたわし	
電球・ランプ	同左	
タオル	同左	
その他の家事雑貨	マット	
	物干し用ハンガー	
アイスクリームパー	同左	
トイレットペーパー	同左	
台所・住居用洗剤	台所用洗剤	

品 目		調査区分
上位品目	調査品目	
洗濯用洗剤	同左	
ポリ袋・ラップ	ラップ	
	ポリ袋	
殺虫・防虫剤	殺虫剤	
	防虫剤	
柔軟仕上げ剤	同左	
芳香・消臭剤	同左	
その他の家事用消耗品	キッチンペーパー	
家事代行料	同左	
婦人用着物	同左	
婦人用帯	同左	
背広服	同左	
男子用上着	同左	
男子用ズボン	同左	
男子用コート	同左	
男子用学校制服	同左	
婦人服	婦人用スーツ	
	ワンピース	
婦人用上着	同左	
スカート	同左	
婦人用スラックス	同左	
婦人用コート	同左	
女子用学校制服	同左	
子供服	男児用ズボン	
	女児用スカート	
乳児服	同左	
ワイシャツ	同左	
その他の男子用シャツ	男子用スポーツシャツ	
男子用セーター	同左	
ブラウス	同左	
その他の婦人用シャツ	婦人用Tシャツ	
婦人用セーター	同左	
子供用シャツ・セーター	子供用Tシャツ	
男子用下着	男子用パンツ	
男子用寝巻き	男子用パジャマ	
婦人用フアンデーション	ブラジャー	
その他の婦人用下着	婦人用ショーツ	
	ランジェリー	
子供用下着・寝巻き	子供用シャツ	
帽子	同左	
ネクタイ	同左	
マフラー・スカーフ	マフラー	
男子用靴下	同左	
婦人用ストッキング	同左	
婦人用ソックス	同左	

品 目		調査区分
上位品目	調査品目	
その他の被服	ベルト	
運動靴	同左	
サンダル	同左	
男子靴	同左	
婦人靴	同左	
子供靴	同左	
その他の履物	スリッパ	
洗濯代	同左	
被服賃借料	同左	
被服・履物修理代	履物修理代	
感冒薬	同左	
胃腸薬	同左	
栄養剤	ビタミン剤	
	ドリンク剤	
外傷・皮膚病薬	皮膚病薬	
その他の外用薬	はり薬	
	目薬	
その他の医薬品	鼻炎薬	
	漢方薬	
紙おむつ	同左	
保健用消耗品	入浴剤	
	生理用ナプキン	
	マスク	
	コンタクトレンズ用剤	
眼鏡	同左	
コンタクトレンズ	同左	
その他の保健医療用品・器具	血圧計	
	補聴器	
	サポーター	
マッサージ料金等	マッサージ料金	
自転車	同左	
自動車燃料	ガソリン	
自動車等部品	自動車タイヤ	
	自動車バッテリー	
自動車等関連用品	カーナビゲーション	
自動車等整備費	自動車整備費	
	自動車オイル交換料	
年極・月極駐車場借料	車庫借料	
その他の駐車場借料	駐車料金	
その他の自動車等関連サービス（自動車免許手数料及びロードサービスを除く。）	洗車代	
携帯電話機	同左	
その他の通信機器	固定電話機	
テレビ	同左	
携帯型音楽・映像用機器	携帯型オーディオプレーヤー	
ビデオレコーダー・プレーヤー	ビデオレコーダー	

品 目		調査区分
上位品目	調査品目	
パーソナルコンピュータ	同左	
プリンタ	同左	
カメラ	同左	
ビデオカメラ	同左	
書斎・学習用机・椅子	学習用机	
その他の教養娯楽用耐久財	電子辞書	
筆記・絵画用具	ボールペン	
ノート・紙製品	ノートブック	
その他の文房具	はさみ	
ゴルフ用具	ゴルフクラブ	
その他の運動用具	グローブ	
	テニスラケット	
	釣ざお	
	競技用靴	
スポーツ用品	トレーニングパンツ	
	水着	
家庭用ゲーム機	同左	
ゲームソフト等	ゲームソフト	
その他の玩具	人形	
	玩具自動車	
	組立玩具	
音楽・映像用未使用メディア	記録型ディスク	
	メモリーカード	
音楽・映像収録済メディア（音楽を除く。）	ビデオソフト	
ペットフード	同左	
その他の愛玩動物・同用品	ペットトイレ用品	
園芸用植物	鉢植え	
園芸用品	園芸用肥料	
	園芸用土	
電池	同左	
その他の教養娯楽用品	プリンタ用インク	
動物病院代	獣医代	
その他の愛玩動物関連サービス	ペット美容院代	
講習料	同左	
スポーツクラブ使用料	フィットネスクラブ使用料	
その他のスポーツ施設使用料（ゴルフ）	ゴルフ練習料金	
その他の入場・ゲーム代（特殊法人を除く。）	カラオケルーム使用料	
写真撮影・プリント代	写真プリント代	
教養娯楽賃借料	ビデオソフトレンタル料	
理髪料	同左	
パーマネント代	同左	
カット代	同左	

品目		調査区分
上位品目	調査品目	
その他の理美容代	エステティック料金	
	ヘアカラーリング代	
理美容用電気器具	電気かみそり	
歯ブラシ	同左	
浴用・洗顔石けん	化粧石けん	
	洗顔料	
	ボディソープ	
シャンプー	同左	
ヘアコンディショナー・ヘアトリートメント	ヘアコンディショナー	
歯磨き	同左	
整髪・養毛剤	整髪料	
	養毛剤	
化粧クリーム (カウセンセリングを除く。)	同左	
化粧水 (カウセンセリングを除く。)	同左	
乳液 (カウセンセリングを除く。)	同左	
ファンデーション (カウセンセリングを除く。)	同左	
口紅 (カウセンセリングを除く。)	同左	
ヘアカラーリング剤	同左	
傘	同左	
バッグ (輸入ブランド品を除く。)	同左	
通学用かばん	同左	
旅行用かばん	同左	
装身具	指輪	
腕時計	同左	
その他の身の回り用品	ハンカチーフ	
まぐろ	同左	
あじ	同左	
いわし	同左	
かつお	同左	
さば	同左	
さんま	同左	
たい	同左	
ぶり	同左	
いか	同左	
かき (貝)	同左	
キヤベツ	同左	
ほうれんそう	同左	
はくさい	同左	
ねぎ	同左	
レタス	同左	
プロッコリー	同左	
その他の葉野菜	アスパラガス	
だいこん	同左	

品目		調査区分
上位品目	調査品目	
たまねぎ	同左	
れんこん	同左	
さやまめ	えだまめ	
	さやいんげん	
かぼちや	同左	
きゅうり	同左	
なす	同左	
トマト	同左	
ピーマン	同左	
その他の野菜	にがうり	
とうが	同左	
りんご	同左	
みかん	同左	
その他の柑きつ類	しらぬひ	
梨	同左	
ぶどう	同左	
柿	同左	
桃	同左	
すいか	同左	
メロン	同左	
いちご	同左	
バナナ	同左	
その他の果物	さくらんぼ	
切り花	同左	
民営家賃	同左	調査員調査品目
学校給食	同左	都道府県調査品目
公営家賃 (公的住宅)	同左	
上下水道料	水道料	
	下水道料	
	同左	
清掃代	同左	
診療代 (国民健康保険)	同左	
出産入院料	同左	
人間ドック等受診料	人間ドック受診料	
その他の保健医療サービス	予防接種料	
	バス代	
	同左	
タクシー代	同左	
その他の自動車等関連サービス (自動車免許手数料)	自動車免許手数料	
	授業料等	
	P.T.A.会費	
	中学校授業料	
	高等学校授業料	
	大学授業料	
	短期大学授業料	
	専修学校授業料	
幼児教育費用	幼稚園保育料	

品 目		調査区分
上位品目	調査品目	
補習教育	補習教育 (小学校)	総務省調査品目
	補習教育 (中学校)	
	補習教育 (高校・予備校)	
新聞代 (地方・ブロック紙)	同左	
	同左	
宿泊料	同左	
	同左	
自動車教習料	同左	
	同左	
ケープルテレビ受信料	同左	
	同左	
ゴルフプレー料金	同左	
	同左	
その他のスポーツ施設使用料 (ゴルフを除く。)	ボール使用料	
	ボウリングゲーム代	
文化施設入場料 (公立)	同左	
	入浴料	
温泉・銭湯入浴料	入浴料	
	保育所保育料	
保育費用	行政証明書手数料	
	その他の諸雑費 (公的手数料)	
パスポート取得料	パスポート取得料	
	パスポート取得料	
4	コーヒー飲料・ココア・ココア飲料 (セルフ式)	総務省調査品目
	同左	
乳酸菌飲料 (配達)	同左	
	同左	
フライドチキン (外食)	同左	
	同左	
その他の主食的外食 (ドーナツ)	ドーナツ (外食)	
	同左	
公営家賃 (独立行政法人都市再生機構)	同左	
	同左	
火災・地震保険料	同左	
	同左	
電気代	同左	
	同左	
都市ガス代	同左	
	同左	
リサイクル料金	同左	
	同左	
家具・家事用品関連サービス	モップレンタル料	
	同左	
健康保持用摂取品	同左	
	同左	
診療代 (国民健康保険によるものを除く。)	同左	
	同左	
鉄道運賃	同左	
	同左	
航空運賃	同左	
	同左	
有料道路料	同左	
	同左	
自動車等	同左	
	同左	
レンタカー・カーシェアリング料金	レンタカー料金	
	ロードサービス料	
その他の自動車等関連サービス (ロードサービス)	同左	
	同左	
自動車保険料	同左	
	同左	
郵便料	信書送達料	
	同左	
通信料	同左	
	同左	
運送料	同左	
	同左	
教科書	同左	
	同左	
学習参考教材	同左	
	同左	
楽器	ピアノ	
	同左	
音楽・映像収録済メディア (音楽)	コンパクトディスク	
	同左	

品 目		調査区分
上位品目	調査品目	
雑誌・週刊誌	月刊誌	
	週刊誌	
書籍	辞書	
	単行本	
パック旅行費	外国パック旅行費	
	同左	
放送受信料	映画観覧料	
	演劇観覧料	
スポーツ観覧料	サッカー観覧料	
	プロ野球観覧料	
文化施設入場料 (独立行政法人)	同左	
	同左	
遊園地入場・乗物代	テーマパーク入場料	
	同左	
インターネット接続料	同左	
	同左	
その他の教養娯楽サービス	ウェブコンテンツ利用料	
	同左	
化粧クリーム (カウンスリング)	同左	
	同左	
化粧水 (カウンスリング)	同左	
	同左	
乳液 (カウンスリング)	同左	
	同左	
ファンデーション (カウンスリング)	同左	
	同左	
口紅 (カウンスリング)	同左	
	同左	
バッグ (輸入ブランド品)	同左	
	同左	
たばこ	同左	
	同左	
非貯蓄型保険料	傷害保険料	
	介護料	
介護サービス	同左	
	同左	
その他の諸雑費 (公的手数料を除く。)	振込手数料	
	警備料	

構造編の対象品目の規定ぶりの修正

	現行の調査計画の規定	当初の変更案 (総務大臣が規定する旨の包括的な規定ぶりに変更)	H27.7.17の部会で了承された修正案 (現行の規定ぶりに戻すとともに、必要な範囲で品目を変更)
地域別 価格差調査	うるち米 食パン あんパン カレーパン 干し うどん 即席めん たらこ さつま揚げ ちくわ かまぼこ 牛肉 豚肉 鶏肉 ハム ソーセージ 牛乳 ヨーグルト 鶏卵 のり こんぶ 納豆 こんにやく 梅干し こんぶつくだ煮 食用油 しょう油 みそ 砂糖 マヨネーズ ビスケット あめ せんべい チョコレート アイスクリーム ゼリー ポテトチップス おにぎり サラダ コ ロケ インスタントコーヒー 清酒 焼酎 ビール 発泡酒 ビール風アルコール飲料 ラッ プ ティッシュペーパー トイレットペーパー 台 所用洗剤 洗濯用洗剤 化粧石けん 菌磨き ヘアコンディショナー 整髪料 化粧水 ボディ ソープ	別表1の1の項に掲げる品目のうち、地 域別の物価を明らかにするために必要な ものとして、総務大臣が指定するもの	うるち米 食パン あんパン カレーパン 干しう どん カップ麺 たらこ 揚げかまぼこ ちくわ かまぼこ 牛肉 豚肉 鶏肉 ハム ソーセージ 牛乳 ヨーグルト 鶏卵 干しのり こんぶ 納豆 こんにやく 梅干し こんぶつくだ煮 食用油 しょう油 みそ 砂糖 マヨネーズ ビスケット あめ せんべい チョコレート アイスクリーム ゼリー ポテトチップス おにぎり サラダ コロ ケ インスタントコーヒー 清酒 焼酎 ビール 発泡酒 ビール風アルコール飲料 ラップ ティ ッシュペーパー トイレットペーパー 台所用洗剤 洗 濯用洗剤 化粧石けん 菌磨き ヘアコンディショ ナー 整髪料 化粧水 (カウセンシングを除く。) ボディソープ
店舗形態別 価格調査	うるち米 豚肉 コロケ ビール ティッシュペ ーパー 洗濯用洗剤 ドリンク剤 紙おむつ シ ャンプー	別表1の1の項に掲げる品目 (インター ネットによる通信販売に係るものを除 く。)のうち、店舗の形態別の物価を明 らかにするために必要なものとして、総 務大臣が指定するもの	うるち米 豚肉 コロケ ビール ティッシュペ ーパー 洗濯用洗剤 ドリンク剤 紙おむつ シヤ ンプー
銘柄別 価格調査	生中華めん ヨーグルト <u>液体調味料</u> 洗濯用洗 剤 男子靴下 婦人ソックス テレビ 携 帯型オーディオプレーヤー 家庭用ゲーム機	別表1の1の項に掲げる品目のうち、銘 柄別の物価を明らかにするために必要な ものとして、総務大臣が指定するもの	中華麺 ヨーグルト 洗濯用洗剤 男子用靴下 婦 人用ソックス テレビ 携帯型オーディオプレー ヤー 家庭用ゲーム機 <u>ルームエアコン</u>

※H27.7.17の部会で了承された修正案については、現行の規定ぶりに戻すとは、動向編の品目名の変更に伴い表記が異なっているものもある (カップ麺、揚
げかまぼこ、干しのり、焼酎、化粧水 (カウセンシングを除く。))。

平成27年8月13日
総務省統計局

消費者物価指数における消費税抜きCPIの作成・公表への対応について

消費税抜きCPIの作成・公表については、以下のとおり、対応することとし、次回の消費税率改定の直接的な影響を除いた消費者物価の基調的な動きの分析に広く資するものとする。

1 消費税抜きCPIの作成方法について

- 消費税抜きCPIの作成は、原則として、CPIの品目ごとに、消費税法上の課税/非課税の扱いを考慮の上、課税扱いとする品目について税率分を機械的に控除する方法により行う。
- 消費者物価指数における消費税抜きCPIにおけるウェイトについては、EurostatのHICP-C Tや日本銀行のCGPI（企業物価指数）及びSPP I（企業向けサービス価格指数）などにおいて、税込みの額から作成したウェイトをそのまま税抜き指数のウェイトに用いられていることを踏まえ、家計調査（税込みの支出金額を集計）の結果をウェイトにそのまま用いることとする。

2 実施時期等について

- 消費者物価指数における消費税抜きCPIの作成・公表は、次回の消費税率改定の実施時（現時点では2017年4月予定）からとする。
- なお、上記1のとおり、消費税抜きCPIは簡易な方法により作成することから、消費者物価指数における参考値として公表することとする。

3 遡及計算について

- 消費税抜きCPIの遡及計算については、消費税率が5%に改定された1997年4月時までにについては可能である。ただし、少なくとも1989年4月の消費税導入時については、消費税導入以前には様々な品目に物品税が課されており、これらを考慮した指数の推計が困難であること、また、物品税を考慮せずに消費税のみを考慮して消費税導入前後の指数を推計し比較することは、結果利用上誤解を生じるおそれもあることなどから、困難であるとする。
- 消費税抜きCPIの遡及計算の公表の範囲等については、各方面のニーズを踏まえながら、判断してまいりたい。

4 利用上の留意点の公表について

- 消費税抜きCPIの作成は、原則として、課税/非課税の品目を考慮の上、課税品目について税率分を機械的に控除する方法により行うことから、どのような部分について加工度が高いかという点について、日本銀行や内閣府とも十分に調整しつつ、必要な情報の事前の早期公表を行うこととする。
- なお、現時点で想定される利用上の留意点は、以下のとおりである。

(1) 納税義務免除事業者の扱い

- 小規模事業者については納税義務が免除される（消費税法第9条）が、CPIの品目のうち、「車庫借料」「駐車料金」のほか、外食や理美容サービスのうち個人事業者が多い品目では、調査対象に小規模事業者が多く含まれる。

本来は、小規模事業者の調査価格に消費税率改定の影響はないとみなす必要があるところ、今回、

一律に消費税率改定の影響があるとみなして集計した場合、税率上昇時の消費税抜きCPIは本来の値を下回るものと想定される。

(2) 課税の範囲・他の間接税との関係

- 「外国パック旅行」については価格の大部分が国外役務の提供にあたり、課税対象外である（消費税法第4条）が、課税対象である国内空港諸費用なども含まれると考えられることから、消費税率改定の影響があるとみなすべきである。

今回、「外国パック旅行」について、一律に消費税率改定の影響がないとみなして集計した場合、税率上昇時の消費税抜きCPIは本来の値を上回るものと想定される。

- 「自動車」「ゴルフプレー料金」「宿泊料」「入浴料」の価格には、消費税が課税されない他の間接税（自動車取得税、ゴルフ場利用税、入湯税）が含まれることから、本来はこれらの間接税を除いた上で、消費税分の控除を行う必要がある。

今回、これらの品目について、他の間接税を含めた価格に一律に消費税率改定の影響があるとみなして集計した場合、税率上昇時の消費税抜きCPIは本来の値を下回るものと想定される。

- 「診療代」「介護料」などでは、消費税法第6条で非課税品目とされているものの、2014年4月の消費税率改定時には、医療機関等が仕入れに際して支払う消費税に応じた診療報酬等の上乗せ措置がとられ、利用者の価格に転嫁されていることから、消費税率改定の影響があるとみなすべきとの議論もあり得る。

今回、これらの品目について、一律に消費税率改定の影響がないとみなして集計した場合、税率上昇時の消費税抜きCPIは本来の値を上回るものと想定される。

(3) 経過措置の扱い

- 公営地下鉄などでは、税率改定分の価格への転嫁が半年程度遅れる場合があることから、本来は、実際に価格改定がされた後について消費税率改定の影響があるとみなすべきである。

今回、税率改定時の価格転嫁のタイミングについて、法で定められている経過措置*以外はすべて税率改定と同時に消費税率改定の影響があるとみなして集計した場合、税率上昇時の消費税抜きCPIは本来の値を下回るものと想定される。

*社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）附則に定められる経過措置。2014年4月では電気代の4月分などが該当した。

平成27年8月13日
総務省統計局

小売物価統計調査及び消費者物価指数における家賃調査の現状及び今後の取組方針について

1 家賃調査の現状について

(1) 調査対象の抽出方法

a) 調査市町村の抽出

小売物価統計調査における家賃調査の調査市町村は、都道府県庁所在市、川崎市、浜松市、堺市及び北九州市を調査市とするほか、それ以外の全国の市町村を人口規模、地理的位置、産業的特色等を基に層化し、各層からひとつずつ抽出している。(調査市町村は全国で167市町村である。)

b) 調査区の抽出

上記a)の各調査市町村において、国勢調査調査区を抽出単位とし、家賃調査地区を確率比例抽出法により所定数抽出している。(家賃調査地区は全国で約1,200地区である。)

c) 調査世帯の抽出、追加及び除外

上記b)の各家賃調査地区においては、各地区内に居住するすべての民営借家世帯を調査世帯として選定している。(家賃調査民営借家世帯は全国で約28,000世帯である。)

ただし、調査地区内における新築の借家や改修された後の借家については、入居後に調査対象に追加する一方、借家の取り壊しや老朽化などにより世帯が退去した場合には、調査対象から除外している。

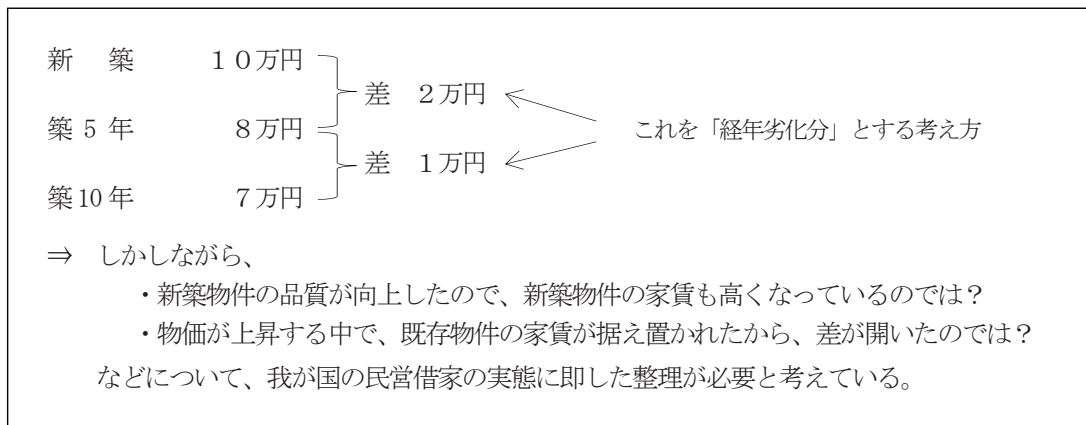
このように調査対象の見直しを随時行うことにより、計測すべき家賃の平均的な物価変動の把握に努めている。

2 現状の認識と対応状況について

- 経年劣化と品質調整については、かねてからCPIにおいて課題が指摘されており、当局としても現行の算定方法の改善について検討すべきものと認識し、前回の部会でご報告したとおり、研究分析などの取組を進めている。
- この取組の中では、実査の面で、立地、築年数、構造、階、耐震、改修の状況等の様々な要素について、全国で安定的に正確なデータが継続的に把握できるかどうか、実査上の負担がどれくらい増すのかという課題のほか、収集した情報が安定的な状況を示すのかも不明確な状況を確認している。
- また、CPIは、特に東京都区部では調査月内の公表が求められており、厳しいスケジュールの中で、調査員が安定的に調査を行い、結果を公表していく必要があることにも留意が必要である。
- なお、当局において外部有識者を交えて議論した物価指数研究会においても、「家賃について回帰分析をする際には、地域性に注意が必要。」「建築時期別の家賃水準の差は、建築基準の変更や経済状況の違いなどの要因もあり、こうした要素の分解は困難を伴うのではないか。」「経年劣化についてはパネルデータによる検証可能性も検討すべき。」といった指摘や「家賃の品質調整は難しい問題であるので、性急に結論を出さずに、分析を蓄積した上で判断するのが妥当。」といった意見もあった。
(別添議事概要参照)
- さらに、今年5月に開催したCPIに関する国際グループ会合において発表した、住宅・土地統計調査の個票データを用いた研究分析の経過報告では、借家住宅の諸特性と家賃価格の相関を考慮し

た家賃関数の推計等を行ったが、ある一時点において推計された家賃関数から得られる建築時期別の家賃水準の差には、経年劣化のほかに品質向上や物価変動等様々な要素が含まれていると考えられたことから、経年劣化分の解析を更に進めるには、同一の住宅をパネルデータとして追跡する等、データの解析に必要な補完的な情報を広く集めていくことが必要と考えられ、経年劣化分の解析に引き続き取り組んでいくこととしている。(前回部会資料4・別添4参照)

- ちなみにアメリカのCPI等では同一時点における建築時期別の家賃水準の差を概ね経年劣化分と仮定されていると理解しているが、この仮定が我が国の民営借家の実態にどの程度適合したものかどうか等について、整理していくことも必要と考えている。(下図参照)



3 今後の取組方針

- 統計局としては、今後ともよりよい統計の安定的な作成・公表に取り組んでいく所存であり、本件の研究分析の成果を着実に挙げていきたいと考えている。
- 一方で、実際に研究分析の成果をCPIに反映させるためには、「検討→データ整備→試算→評価→再検討」という手順を踏むことを考えると相応の時間が必要とも考えている。
- また、2016年8月予定の新基準の公表開始、2017年4月予定の消費税率改定における税抜き指数の新たな公表等を控えており、それらへの対応の準備及び調整のために作業負担がかなり増大する見込みである。これと並行して本件の研究分析も進め、同じタイミングで対応する等の早急な対応は困難であることをご理解いただきたい。
- したがって、経年劣化の品質調整に関する課題への対応については、2017年4月予定の消費税率改定における税抜き指数の新たな公表等を終えた後の2017年度中に、試算した結果等の研究成果を速やかに公表し、その後の対応を進める方向で、引き続き検討を加速してまいりたい。

物価指数研究会（第3回）議事概要（抄）

- 日 時 平成26年12月12日（金） 10：00～12：00
- 場 所 総務省 統計局 6階特別会議室（616号室）
- 議 題 2 民営家賃の指数作成方法について
- 出席者 （外部有識者）美添泰人青山学院大学教授、舟岡史雄日本統計協会専務理事、樋田勉獨協大学准教授、宇南山卓財務省財務総合政策研究所総括主任研究官（統計局）統計調査部長、調査企画課長、消費統計課長、物価統計室長 ほか

○ 主な意見等

議題2 民営家賃の指数作成方法について

- 家賃のウェイトはかなり大きいので、品質調整が必要なのかどうかについては、時間をかけた慎重な議論が必要と考える。住宅・土地統計調査によると、長期的には築年数の長い借家が増えてきており、このすべてが品質低下となるとはいえないと思うが、全体として市場に流通している物件が古くなっていて、全体的な品質低下が生じているという考え方はありうる。この問題をどう捉えるか時間をかけて整理して分析する必要があると考える。
- 家賃について回帰分析をする際には、地域性に注意して、慎重に分析を進める必要がある。
- 平均築年数が上昇してきていることから、何らかの対応が必要になってきたと考えられるが、それだけ頑健な住宅が提供されるようになったということでもある。1981年の建築基準法改正以降の住宅の耐用年数は伸びているし、耐震基準変更後の住宅の地震による劣化も以前と比べると小さくなっているのではないかと。それでも経年的な家賃低下が大きいのは、劣化が進みやすい住宅というイメージが消費者に残っているからではないか。
- 欧州諸国と米国の考え方の違いには、かなり古い住宅が多く残っている欧州と、地震が多い環太平洋といった違いも背景にあるのではないかと。
- 東京と近畿や他の地域との違いには、地価の影響や礼金の扱いの違いなどが背景にあることが考えられ、こうした要因についても考慮していく必要があると考えられる。
- クロスセクションデータの分析では、建築技術の向上による新築住宅の品質向上や、市場で生き残っている古い借家の品質以上の市場価値が含まれてしまう恐れがある。パネルデータを使った分析が必要なのではないかと。
- 住宅の摩損による品質低下分の金額評価は信頼性の高い測定が可能である見込みが低い、あるいは摩損の効果が修復により打ち消されると仮定する代替的なアプローチがあるという、英国の考え方も支持できる。
- 我が国の家賃の調査方法が、借家を固定した標本ではなく、新規の家賃は算入されるなどの入れ替えがあるならば、実際に品質一定が保たれているかどうかは、時間をかけて検証する必要があると考える。家賃の品質調整は難しい問題であるので、研究を開始し、性急に結論を出さずに、分析を蓄積した上で判断するのが妥当ではないかと考える。

物価指数研究会（第4回）議事概要（抄）

- 日 時 平成27年3月19日（木） 10：00～12：00
- 場 所 総務省第二庁舎 3階第1会議室
- 議 題 2 住宅・土地統計調査の個票データを用いた民営家賃の研究分析
- 出席者 （外部有識者）美添泰人青山学院大学教授、舟岡史雄日本統計協会専務理事、
樋田勉獨協大学准教授、宇南山卓財務省財務総合政策研究所総括主任研究官
（統計局）統計調査部長、調査企画課長、消費統計課長、物価統計室長 ほか

○ 主な意見等

議題2 住宅・土地統計調査の個票データを用いた民営家賃の研究分析

- 地域のダミー変数に市区町村が用いられているが、都心からの距離や地価といった情報の活用も有効ではないかと思われる。
- 最寄り駅までの距離が有意になっていることから、地価の情報は活用すべきと考える。
- 都心と郊外では最寄り駅までの距離と住環境の関係が異なる場合もあるのではないかとと思われる。また、木造一戸建ての場合は当初は持家用であった物件が年数を経て賃貸に転用されてくるという標本の変化の効果も考慮する必要があると思われる。
- 建築時期別の家賃水準に差が生じる場合として、高品質の新物件の登場による旧物件の価格下落が考えられるということか。
→ そのほか、高価格の新物件の登場により新旧に高低差が生じる場合なども考えられる。
- 経年的な変化については、できればパネルデータの利用可能性も含め検討することが望ましいと思われる。
- 建築時期別の家賃水準の差については、建築基準の変更や経済状況の違いなどの要因もあり、こうした要素の分解は困難を伴うのではないかとと思われる。品質差については、例えば建築積算資料やメーカー情報など他の情報で補完することが必要であり、建築時期だけで評価するのは難しいのではないかとと思われる。
- 時点間の比較について、例えば調査時点と建築時期を説明変数とした一つの家賃関数を推計した場合、調査時点の係数には各時点の経済状況と経年変化が含まれる。他方、調査時点と築年数を説明変数とした家賃関数を推計した場合、調査時点は経済状況の変数となり、仮に建築時期によって品質差がないと仮定すれば、家賃水準は各時点の経済状況と経年変化によって決定されるとみなすものとなるのではないかと考えられる。
- 時点間の比較については、技術的に更に検討の余地がある。また、建築時期と品質差の関係については、他の情報を参照することが有用と考える。

本研究会の詳細は、<http://www.stat.go.jp/info/kenkyu/cpi/index.htm> へ